

浜松市告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年1月20日から2週間浜松市天竜土木整備事務所（天竜区役所内）において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

浜松市長 中野祐介

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
362号 473号 (重複)	浜松市天竜区春野町豊岡 2160番13から 浜松市天竜区春野町豊岡 2238番1地内まで	令和8年1月20日	